

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

労働安全衛生法では労働安全衛生法施行令第20条第11号に定める危険な業務に就いている者に対しては、一定期間毎（5年）に安全教育を行うよう安全衛生教育に関する指針で定めております。

(平成8年12月4日 安全衛生教育指針公示第4号)

つきましては今般その中の「1トン以上のフォークリフト運転業務従事者を対象」に下記要領より安全衛生教育を開催致しますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 令和6年11月15日(金) 8:45~16:10 (受付 8:20~、 利エンテーション 8:45)
2. 会 場 サンパルク2階会議室 (釜石市上中島2-7-36 ☎0193-55-4380)
3. 受講資格 フォークリフト運転技能講習修了証所持者
4. 受講料 **【会員】 9,405円** (消費税10%込) (受講料 7,700円 テキスト代 1,705円)
【非会員】 11,605円 (消費税10%込) (受講料 9,900円 テキスト代 1,705円)
5. 申込方法 受講申込書に所定事項を記入し、受講料、テキスト代等を添えてお申込み下さい。(FAX可)
〒026-0041 釜石市上中島町2-7-36 TEL 0193-55-4380 FAX 0193-55-4381
銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込み手数料はご負担願います。
お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させて頂きます。

岩手銀行釜石支店 (普通)0257116 ざい いわてろうどうきじゆんきょうかいがまいししぶ (公財)岩手労働基準協会釜石支部

6. 申込締切日 **11月6日(水) 予定募集定員30名**
少人数等で開催できない場合があります。締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
7. キャンセルの取扱 **11月8日(金) 以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。**
8. カリキュラム

時間	講習科目
8:45~8:50	利エンテーション
8:50~10:55	最近のフォークリフトの特徴(2H)
11:00~14:00	フォークリフトの取扱いと保守(2H)
14:05~16:10	災害事例及び関係法令(2H)

※ 休憩 9:50~9:55、10:55~11:00、昼食 12:00~13:00、休憩 14:00~14:05、15:05~15:10

9. その他 (1) **フォークリフト運転技能講習会修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参下さい。**
(2) 筆記用具を必ずご持参下さい。
(3) 受講票は、締め切り後に郵送致します。当日ご持参下さい。
講習3日前までに届かない場合は、ご連絡をお願い致します。
(4) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
(5) 所定労働時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了者証明書」を交付致します。

フォークリフト運転業務従事者に対する安全衛生教育 受講申込書

原本照合確認

講習日 令和6年11月15日(金)

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現住所	(番地まで詳しくご記入ください) 〒 — TEL () () () 緊急用 携帯電話 () () ()		

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 — TEL () () () FAX () () ()			
	事業所名 代表者名		担当者名 内線 ()		
※該当箇所にお印をお付けください。		(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日
		受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

[フォークリフト運転技能講習修了証(写)貼付欄]

原本と照合確認済

フォークリフト運転技能講習修了証の「写」を貼付して下さい。
「写」は鮮明なものを貼付願います。
必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付して下さい。

※原本確認のため、受講当日に必ずご持参下さい。

- 【注】 ● 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
● 忘れずに担当者名をご記入下さい。
● 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。
● 氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入して下さい。いずれも受講当日原本等を提示して下さい。 ※旧姓/通称:住民基本台帳法施行令に基づくものに限りです。
(旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること)